

浜松市農林水産物・食品輸出促進委員会規約

(名称)

第1条 本会は、浜松市農林水産物・食品輸出促進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、浜松市産農林水産物やその加工品、本市に主たる事務所を有する中小企業者が製造・加工した食品（以下、「浜松市の产品」という。）の輸出の促進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条に規定する目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 浜松市の产品の輸出促進に係る情報収集・提供に関すること
- (2) 浜松市の产品の輸出促進に係る国内外での行催事等に関すること
- (3) 浜松市の产品の輸出促進に向けた活動に対する支援に関すること
- (4) 浜松市の产品の輸出促進に向けた他団体等との連携に関すること
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 委員会に本部会を置き、また、必要に応じ前条の事業を実施するための事業部会を置くことができる。

- 2 本部会は、浜松市産業部農林水産担当部長、農業水産課長及び商業振興担当課長、海外戦略担当課長のほか、別表に定める組織から毎年、選出される者をもって組織する。
- 3 事業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 委員会とは別に、委員会の目的に賛同する事業者をもって、ワーキングメンバーを組織する。

(役員)

第5条 委員会の本部会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計監事 2名

- 2 委員長は、浜松市産業部農林水産担当部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 会計監事は、会計を監査する。

(本部会の委員の任期)

第6条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 途中で委員が交代した場合の任期は、前任者の任期とする。

(会議)

第7条 委員会の本部会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 本部会は、次の事項を審議する。

- (1) 委員会の事業計画及び収支予算
 - (2) 委員会の事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の改正
 - (4) その他、委員会に関する重要な事項
- 3 前項第1号の内容に関し、変更が必要となった場合で事前に本部会を開催することが困難な場合は、委員長の専決により対応することができる。ただし、その後に開催する本部会において報告し、承認を得ることとする。
- 4 本部会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数によりこれを決する。可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(アドバイザーの設置)

- 第8条 委員会は、第2条の目的を達成するために必要と認めるとときは、アドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、学識経験を有する者または輸出促進に関し専門的知見及び能力を有する者、法人とする。
- 3 アドバイザーは、本部会の委員長及び事業部会の部会長の求めに応じて、それぞれの会議及び事業に参加し、意見を述べることができる。

(会計)

第9条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本委員会の会計処理は市に準じる。

(経費)

第10条 委員会の経費は、事業費負担金及びその他収入をもってこれに充てる。

- 2 事業費負担金は、実施する事業ごとに必要な額とする。

(事務局)

第11条 委員会の事務を処理するため、事務局を浜松市産業部農業水産課内（所在地 浜松市中区元城町103番地の2）に置く。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年2月26日から施行する。
- 2 第6条に関わらず、この規約制定時における本部会の委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成29年5月30日から改正する。

附 則

この規約は、平成31年4月11日から改正する。

附 則

この規約は、令和2年4月17日から改正する。

別表

JETRO 浜松貿易情報センター	とぴあ浜松農業協同組合
浜名漁業協同組合	遠州中央農業協同組合
浜松商工会議所	三ヶ日町農業協同組合
浜松市中央卸売市場における青果部卸売事業者のうち1社	浜松市中央卸売市場における水産物部卸売事業者のうち1社
静岡県温室農業協同組合	丸浜柑橘農業協同組合連合会